

令和 年 月 日

リース取引基本契約書

借主(甲) 住所
氏名 ⑩
電話
借主捨印

連帯保証人(1) 住所
氏名 ⑩
電話
連帯保証人(1)捨印

連帯保証人(2) 住所
氏名 ⑩
電話
連帯保証人(2)捨印

貸主(乙) 熊本市東区東野3丁目3番5号
株式会社 クマケン
代表取締役 堀江洋隆
電話 096-360-8333
貸主捨印

甲、乙、及び連帯保証人(1)(2)は下記のとおりリース取引に関する基本契約を締結し、その成立を証して甲乙各1通を所持します。
尚、捨印欄は裏面にもありますのでどちらとも押印をお願いいたします。

記

第 1 条 乙は、甲に産業機械器具、動力機械器具、電気機械器具、輸送機械器具、その他土木、建設に関する一切の機械器具（以下これらを商品といいます）を継続的にリースすることを約し、甲はこれを借り受けることを約しました。

個々の商品のリースは、この契約に基づいて、甲が商品を特定して乙に賃借の申込みをなし、乙がこれを承諾することによって成立するものとします。

個々の商品の規格、数量、商品使用、設置場所、リース期間、引渡予定日、保証金、リース料、弁償金、その他この契約に定めなき事項は個別に定めるものとします。

第 2 条 個々の商品のリースの申込み、商品の受領、返還は甲の工事現場責任者、甲の従業員、及び甲の委託した運送業者等によっても行うことができるものとし、これらの者の申込み、受領、返還は当然に甲の申込み、受領、返還とします。

第 3 条 リース期間は、借受証の交付日より起算します。乙又は甲より相手方に対し、リース期間満了前に更新拒絶の通知、又は契約条件の変更の申出がない限り、自動的に同一の契約条件をもって個々のリース契約を更新するものとします。

リース期間満了後、甲の商品の返還を完了するまでは、リース料と同類の商品使用損害金を支払うものとします。

第 4 条 商品の引渡は、原則として甲の指定場所渡しとします。甲は、商品を乙又は乙の委託者より、引渡を受けた場合、乙所定の借受証を乙に交付するものとします。甲は、前項の借受証を乙に交付した日から商品を使用できるものとします。甲は商品の引渡を受けた場合、直ちに商品の検査をしなければなりません。商品の規格、仕様、性能、機能等に不適合、不完全、その他の瑕疵があった時は、甲は乙に前項の検査時に異議を申立てるものとします。甲が前項により異議の申立てをしなかったときは、商品は完全な状態で引渡されたものとみなし、以後乙に対し何らの異議を申立てることはできないものとします。

第 5 条 乙は、天災、地変、電力制限、輸送機関の事故、乙の従業員、又は第三者の争議行為、その他乙の責に帰し得ない事由により商品の引渡が遅れ、或いは引渡不能となった場合、その責を負いません。

乙は、甲の商品の設置、保管、使用に関して、甲及び第三者に与えた損害についてはその責を負いません。

リース料、商品引渡に要する運賃、弁償金等の支払いは原則として毎月 日に締切り、月 日に現金又は手形をもって支払うものとします。

取引銀行名 _____ 銀行・信用金庫 _____ 支店

但し、**支払い滞納及び遅延の場合取り引きを停止させて頂く事があります。**

第 6 条 この契約に関する金銭債務の履行場所はすべて乙の本店、支店、及び各営業所、出張所とします。

手形、小切手による支払いは、決済が完了したときをもって債務の弁済たあったものとします。

第 7 条 商品の定期、不定期の検査、部品の取替、付属品の取付、商品の補修、修理は乙が乙の費用負担で行うものとします。但し、甲の故意過失に基づくもの及び本契約により甲の負担に属するものは、この限りではありません。

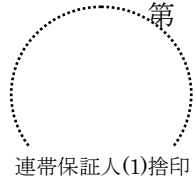
商品の引渡場所までの運送費、商品の使用に伴う燃料費、消耗品は甲の負担とします。

第 8 条 甲が乙に対するリース料、弁償金、その他この契約に関する金銭債務の履行を延滞した場合、甲は支払日より完済まで日歩 5 銭の割合による延滞損害金を付加して支払うものとします。

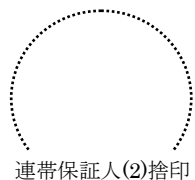
第 9 条 甲又は保証人が乙に対して債権を有する場合、その債権及び甲又は保証人の乙に対する債務の各弁済期の如何に拘らず、乙は通知若しくは手形、小切手の呈示返還を要せず、何時でも任意に乙の甲又は保証人に対する債権と乙の甲又は保証人に対する債務とを相殺することができるものとします。相殺する債権債務の選択は乙の任意とします。甲又は保証人は、甲又は保証人の乙に対する債権をもって本契約に基づく甲又は保証人の乙に対する債務と相殺することはできません。



借主捨印



連帯保証人(1)捨印



連帯保証人(2)捨印



貸主捨印

第 10 条 甲は下記の事項を遵守するものとします。

1. 商品の使用、保管について善良なる管理者の注意義務を払い、常時正常な使用状態又は十分な機能の働く状態に維持、又は手入れし、且つ商品はその用法に従って適法に使用すること。
2. 商品又はこの契約上の権利を譲渡、又は担保に供したり、その他一切の処分行為をしないこと。
3. 乙の書面による承諾なくして商品の設置、使用場所を変更したり、不動産に定着したりしないこと。
4. 商品に付してある装置、部品、付属品や標示、標識番号等を除去したり、又他の物を付加したり改造したりして原状を変更しないこと。
5. 第三者が商品に強制執行、執行保全処理をしたり或いはこれらの行為をしようとしていることがわかった場合には、乙の所有物であることを明示してこれを阻止すると共に直ちに乙に通報すること。

前項の各号に記載の事項に反する行為がなされ、乙がこれを排除するために必要な措置をとった場合、乙がこれに要した一切の費用は甲の負担とします。

第 11 条 商品に付合した一切の物の所有権は乙の承認を得たと否とに拘らず、すべて付合と同時に当然乙に帰属するものとします。

商品に工作を加え、その工作により生じた価格が元の価格を超えるときも同様です。前 2 項の場合、甲は乙に対する不当利得返還請求権を失うものとします。

第 12 条 乙は何時でも甲の事務所、工場、事業所等に立入り、商品の現状、運転、保管状況を検査し、必要な指示をし、又は使用保管状況を記載した資料の提出を求めることができるものとします。

乙は商品に乙の所有権を明示する標示、標識等を付けることができるものとします。

第 13 条 商品の受領後、返還までに生じた滅失、毀損についての危険は、天災、地変、その他原因の如何を問わず、すべて甲の負担とします。但し、通常の使用による損耗はこの限りではありません。

甲は商品が滅失したり、毀損故障したりした場合、直ちに乙に文書で通知するものとします。

甲は商品が毀損した場合、商品を乙に返還し、且つその修繕費を直ちに支払うものとします。この修理は乙が行うものとします。

第 14 条 商品の滅失、修理不能な毀損、或いは修理費が弁償金を超える場合、乙又は甲はその事実が判明次第相手方にその旨通知するものとします。

前項の場合、甲は直ちに商品の弁償金を支払うものとします。

甲は、リース料を、商品が毀損した場合は商品を乙に返還するまで、商品が滅失した場合は弁償金を完済するまで支払うものとします。

甲が商品について弁償金を支払い、且つ当該商品のリース料等すべての債務が支払われた場合、乙は甲に当該商品の所有権を移転し、且つ引渡をするものとします。乙が第三者に対し損害賠償等の請求権を取得している場合は、その権利を譲渡するものとします。但し、乙は商品の性能、機能、第三者の資力等を担保しないものとします。

第 15 条 甲は、個々のリース契約が成立した場合、成立と同時に個々に定めた保証金を乙に預託するものとします。保証金には利息はつきません。

前項の保証金は、当該個々のリース契約に関するリース料、修理費、弁償金、その他一切の債務の履行を担保するばかりでなく、本契約及び本契約に基づいて締結されたその他の個々のリース契約、並びにリース契約以外の商品取引契約に基づいて、甲が乙に対して負担するに至った一切の債務の履行を共通に担保するものとします。甲は乙に対し、保証金の預託をしてあることを理由として甲の乙に対する債務の履行を遅滞することはできません。

第 16 条 乙は、個々のリース契約に基づく債務が完済された場合、直ちに当該個々のリース契約の保証金を甲に返済するものとします。但し、次条の各号の一に該当する事実が生じたときはすべての債務が完済された後に返還するものとします。乙は甲が次条によ

り期限の利益を失ったときは何時でも保証金を取り崩してその弁済に充当することができるものとします。

第 17 条 甲又は保証人において下記の各号一に該当する事由が生じたときは、甲及び保証人は乙からの何らの通知催告なくして当然に商品のリース料、その他一切の債務について期限の利益を失い、残債務全額を一時に返済するものとします。

1. リース料、修理費、弁償金、その他甲の乙に対する債務の履行を遅滞したとき、又は本契約、本契約に付随する他の各条項の一に違反したとき。その他手形を振出、又は裏書すべきときに振出又は裏書しないとき。
2. 乙又は第三者に振出又は引受をした手形、小切手を期日に引落さなかったとき。
3. 支払不能、支払停止、債権超過に陥り、又は公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売、破産、和議、会社更生等の申立てを受け、又は自ら申立てをしたとき。或いは整理、解散したとき。
4. 甲が乙に交付した第三者振出の手形、小切手が不渡になった場合に乙が甲にその旨通知後10日以内にその買戻しをしなかったとき。
5. 監督官庁より、営業の取消又は営業の停止処分を受けたとき。
6. 信用が著しく悪化し、又はその虞ありと認めるべき相当の理由あるとき。

第 18 条 甲は、前条により期限の利益を失い、且つ残債務金額を一時に完済しないときは、何らの通知、催告を要せずして、当然に商品を使用することはできません。又甲は乙より要求があれば直ちに商品を乙へ返還するものとします。甲が商品の返還に協力しない場合、乙又は乙の代理人は何らの通知、催告なくして、甲の所有又は管理する土地建物に立入り商品の占有を回収してこれを搬出することができるものとします。甲は商品の搬出に際して一切の妨害を行わないばかりでなく、損害賠償等の請求や、同時履行の抗弁権や留置権を行使することもできません。

乙は、何時でも本契約、本契約に付随する他の契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第 19 条 個々のリース契約のリース期間が満了したとき、その他甲が商品を乙に返還すべきときは、乙の営業日の営業時間内に乙の指定場所に商品を返還するものとします。返還に際しては、甲乙立会いの上で検収するものとし、甲が検収に立会わないときは、甲は乙の検収に異議なきものとします。

商品の返還に要する運賃その他の費用は甲の負担とします。

第 20 条 当事者は、リース契約のすべての債務が一時消滅した後、新たに個々のリース契約が成立したときにも本契約のすべてが適用されることを承諾します。

第 21 条 本契約の保存期間は予めこれを定めません。

乙は、将来一般経済界の変動あるとき、又は甲に対する与信低下等により必要と認めるときは、10日前の予告期間をもって本契約を将来に向かって解除することや、個々のリース契約の取引条件の変更や取引の一時停止、個々のリース契約の解除等をする事ができるものとします。

第 22 条 保証人は、本契約及び本契約に基づく他の債務によって甲が乙に対して現在既に負担し且つ将来負担することあるべき一切の債務の履行につき、甲と連帯して義務履行の責を負うことを承認します。

第 23 条 本契約及び本契約に付随する他の契約に関する一切の紛争の管轄裁判所は乙の本店所在地を管轄する裁判所とします。